

令和4年第10回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和4年10月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (4名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(3名)

14番 上田 佳子	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
-----------	-----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長 野村 隆二
次長 山本 孝浩
主査 出口 大悟
主査 小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第49号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
議案第50号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
議案第51号 農用地利用集積計画の策定について（売買）

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 16番 (吉瀬)

議事録署名人 1番 (村上)

開会 令和4年10月25日 午後3時00分
局長 (野村 隆二君)
それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第10回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
暑い暑いと思っていたら急に寒くなりまして、今日は家にいたらこたつが欲しいような陽気になってきました。
周りを見ますと、稲刈りもほぼ終わりまして、脱穀等も終わりまして、今はソバを刈っているというような季節になってきました。
11月12月と経て新しい年を迎えるわけですけれども、農業については、交付金の見直しとか、また肥料等の価格高騰等、いろいろな課題が出てきております。
それとまた、ここに資料がありますので、今日は事務局のほうから農地利用等最適化の話もあると思いますが、そのような課題が出てきまして、農業委員会に対しても課題が増えてまいります。
今年の農作業は終わりまして、来春に向けての農作業のほうの準備もする中、また農業委員会としての役割、それから農業者としての課題に対する対応等、いろいろ大変な時期になると思いますが、協力してやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
また、今日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。
審議が無事に進みますよう御協力を願いいたします。
以上、挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。
局長 (野村 隆二君)
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読、3番 堀敏委員、よろしくお願ひいたします。
3番 (堀 敏君)
それでは、会議前の私の一言ということで少しお時間をいただきます。
私は農業委員になりました2期目の6年生というところでございます。小学生で言いますと、ようやく最上級生の6年生になったというところでございます。
小学校1年生の初めての農業委員会の会議の中で前会長の堺澤さんが、農地法3条4条5条、これはこれから頻繁に出てくるフレーズだからしっかりと覚えなさいよというふうなことを言われたことが昨日のことのように思い出さ

れます。

さて、会議の前の一言も今回で4回目になります。

過去の一言はうちのパソコンに入っています。

1回目は趣味のサクランボ栽培についてでございました。

2回目は五十年に一度、あるいは百年に一度と言われる大災害が頻発していることへの危惧感をお話しさせていただきました。

3回目は、農業委員の立場上、令和2年は6月から7月にかけて長梅雨、日照不足、8月になると今度は逆に雨が全く降らないという異常気象が続きまして、農業経営に大きな打撃を受けたことを話させていただきました。

さて、今回の4回目ですが、私の中では、新型コロナウイルスにはもう慣れてしまったのか、あまりインパクトがありません。やはり心配なのはウクライナです。

最初、プーチンは特別軍事作戦といった大義名分を掲げてウクライナに侵攻して、1週間か1か月で征圧完了というような絵を描いていたようでございます。ところが、2月24日の侵攻開始から既に8か月がたとうとしています。はっきり言って、先の見えない戦争が続いているります。

過去の歴史を見ても、人類の歴史は戦いの連続です。最近、私はなぜ人間は戦うのかという難問に頭を悩ませているところでございます。

以上、私の一言でございました。

それでは農業委員会憲章の朗読に入ります。

駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

（氣賀澤 道雄君）

これより令和4年10月1日付、告示第10号をもって招集した令和4年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

14番 上田佳子委員、22番 大沼昌弘推進委員、24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において16番吉瀬久司委員、1番 村上英登委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の西8筆、計3,622m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

北割2区、[REDACTED]の東2筆、計229m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は購入する住宅に付随する当地を耕作するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

なお、面積要件につきましては、本来、竜西においては経営面積が50a以上との基準がございますが、こちらの申請地につきましては先月までに面積要件を1aに引き下げる手続を取っている農地となりますので、御承知おきください。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の南1筆39m²になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は自身が耕作する農地と一体的に管理するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面を御確認いただきますと、今回の申請地の東側の1筆と一体的に管理するというものになっておりますので、御承知おきください。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、10月11日に現地確認を行いました。

譲渡人は■のほうに住んでいて、もうここが全部耕作放棄地みたいになつているという状況なんで、問題ないと考えます。

以上です。

2番 (塩木 操君)

それでは2番ですが、3-2の地図を見ていただくと分かりますけど、ここ の土地は■さんと隣の■さんとの間の土地で、今まで■さんが家庭菜園的に耕作してキュウリとかナスとかを作っていましたが、■さんが空き家バンクに登録した家に付随している土地なので、今回、■さんがここを購入して家庭菜園にしたいということです。

周囲は農地なんで、特に問題のあるようなことは認められませんでしたので、問題なしということで考えております。

10番 (春日 知也君)

3番です。

10月2日に赤羽委員と現地確認をしました。

今回の話は、この1本の棒のようになっているところの左側の畠地がずっと耕作されていないで草刈りだけで來ていたんですが、ここを住宅用地として売りたいという案件とのセットでの話になっております。

後ほど協議会のほうで農振除外についての検討があるときに御審議いただきたいんですが、今現在は同じ住宅地なんですけど、農振が残っております。左側が農地でなくなってしまうということで、右側の田んぼをやっていらっしゃる■さんが水の引込みのための用水路の通っている棒状の土地を譲り受けたいという希望を持たれて、今回の贈与ということになった次第です。

営農継続のことということですので、特に問題ないかと思っておりますが、左側の土地の農振除外については、また皆様に意見を伺えればと思っております。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

12番 (宮下 修君)
1番の件なんですけど、譲受人の [REDACTED]さんっていう方は [REDACTED]の方なんですが、ここへ来て農業をされるということですか。

17番 (中嶋 隆君)
ええ。そういうふうに確認はしました。
何もないんで、機械やなんかは小屋をどこか端っこに建ててという話をされていました。

12番 (宮下 修君)
この人は [REDACTED]では大規模な農業をやっているんですか。

17番 (中嶋 隆君)
いや、非常に少ないです。どれぐらいだったかな……。ちょっと待ってくださいね。——1,680 m²しかありません。
やっぱり私もちよつと怪しいと思ったんで本人のほうに確認をして、本人がやるって言うからには、もうどうしようもないなという感じです。

12番 (宮下 修君)
ちょっと内容だけ聞くと、いわゆる投機的な臭いのするような気もしますけど……

17番 (中嶋 隆君)
私もそういうのは少し感じます。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
議案第47号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書 4 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側を御覧ください。

5—1 で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED] の東 1 筆 79 m² になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は自身が管理する社員寮の駐車場が手狭なため駐車場用地として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっておりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED] の南西 1 筆 16 m² になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は以前より住宅敷地の一部として利用していたが農地法の手続が取られていなかったことから、今回手続を取り、引き続き住宅敷地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面を御確認いただきますと、今回の申請地の西側に [REDACTED] さんという方の住宅が確認できますが、手続を取り、こちらの敷地の一部として今後も使用するということでございます。

農振法等でございますが、近隣商業地域となっておりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED] の南西 1 筆 7.7 m² になります。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は以前より住宅敷地の一部として利用してきたが農地法の手続が取られていなかったことから、今回手続を取り、引き続き住宅敷地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

こちらにつきましても、2番の案件と同様に今回の申請地の西側、■さんと表示のある住宅の敷地の一部として今後も引き続き使用するということでございます。

農振法等でございますが、近隣商業地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となります、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

下平区、■の東3筆、計1万3,369m²になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、砂利採取のための一時転用。

理由でございますが、借受人は賃借して砂利を採取するため当地を借り受けたい、貸付人は借受人に協力するため要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

続きまして5ページを御覧ください。

5件目でございますが、場所につきましては8ページ~9ページを御覧いただきまして、今回の計画は中沢の■において複数の筆にまたがるものとなっておりまして、10ページに全体の位置をおおよそ把握できる地図をつけておりますので、こちらも参考にしていただけたらと思います。

こちらでございますが、中沢区■8筆、計1.61m²になっております。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は遊休農地を有効利用するため営農型太陽光発電施設の事業を計画し、下部農地ではナンテンを栽培して遊休農地の解消と収益の確保を目的として当地を借り受けたい、貸付人は長年営農できておらず管理もままならないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、中沢■以外の筆につきましては農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっております。

中沢■につきましては農業振興地域内の農用地区域外となっており

まして、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として一時的な転用で見ております。

以上5件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君) 地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番 (倉田 益式君) 1番です。
今月上旬に中嶋委員と現地確認しました。
農地法等でも第1種住居地域となっております。
現状も駐車場用と畑、それから奥まった家の木戸先というようなことで使われております。
「[REDACTED]」と書いていますけれども、申請地の周囲は全て[REDACTED]の[REDACTED]さんの持ち物になっていますので、ここが売買されても特に問題はないということで判断いたしました。

以上です。

3番 (堀 敏君) 2番と3番はつながった土地でございます。
10月6日に現地確認をいたしました。
経緯は、昭和36年から37年に当地に[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが新しくおうちを建てられたと、もちろんその当時は農地があったわけですけれども、たくさん分筆された農地の中でこちらのごく一部の部分だけ農地転用の手続から漏れていたということが今回分かりまして、改めて申請をしたと、こんな経緯でございます。

以上です。

12番 (宮下 修君) 4番です。
筆数では3となっておりますが、砂利採取する場合は1枚というような形になります。
申請地左側の細い部分が大体1m20~30cmある水路なわけなんですが、夏場になると水がオーバーするぐらい草が繁茂するという水路でございまして、ちょっと駒ヶ根土地改良区と相談しまして、砂利採取するときには[REDACTED]に排水するわけですが、そのことについては、水がオーバーしないように、あとは周りの道路の管理もきちんとしていただきたいということで厳しく条件をつけてオーケーを出しておりますので、大丈夫かと思います。

以上です。

4 番 (北澤 满君)

5 番ですけれども、今回は [REDACTED] の合計 8 筆が上がってきております。たくさんの筆が上がったんですけれども、4 月の集落説明会のときに事業に関して住民は賛成という合意が取れておりまして、集落的には問題ないというふうに思っています。

ほとんどが荒廃農地、ただ草刈りだけをしているという農地がほとんどでありますけど、その中の下から 2 番目の農地、[REDACTED] さんは今年もソバを作っていたんですけども急にこの農地が上がってきたもんですから、私も本人に確認をいたしました。もう [REDACTED] になってトラクターもおぼつかないので農業をやめたいという意向があって、ちょうどこの話が出たときに応募したということで、後継ぎもいないということで問題ないというふうに解して、私のほうでオーケーを出したということです。

これは 4 月の話ですけど、3 月に営農型太陽光発電の話があって、それがほぼ建設されました。私も行って確認したんですけども、計画どおりにできているということで、これも問題ないということです。

たくさんの筆へ作るわけですけれども、同じ業者であり、きちんとやっていただけるということで確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 48 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 49 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君)

議案書 11 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

全て解除条件つきの貸借となっております。

まず公告年月日でございますが、令和4年10月31日でございます。
期間終期につきましては3年、田1万2,517m²、畑1,587m²、合計1万4,104m²でございます。

貸手が5、借手が1です。

(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、12ページ13ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤道雄君)
地元推進委員の補足説明があれば述べていただければと思いますが、ありますか。——よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤道雄君)
では、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤道雄君)
議案第49号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第49号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第50号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林かおる君)
議案書14ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和4年10月31日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田1万3,417m²、10年が田2,640m²、合計1万6,057m²でございます。

貸手が3、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

15ページ16ページが利用権設定各筆明細となっております。

3名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で12筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある扱い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元推進委員の補足説明があればお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

では、議案第 50 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 51 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (山本 孝浩君)

議案書 17 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 51 号 農用地利用集積計画の策定について（売買）を御説明し、御提案とさせていただきたいと思います。

農用地利用集積計画総括表を御覧いただきたいと思います。

まず公告予定年月日でございますが、令和 3 年 10 月 31 日でございます。

田んぼが 4,515 m²、畑が 953 m²、合計で 5,468 m²でございます。

また、売手、買手につきましては、ともに 2 となります。

なお、本議案につきましては全て 10 月 19 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告させていただきます。

18 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1 件目でありますが、7 月の総会にもお諮りした案件であります。今回は長野県農業開発公社から [REDACTED] さんが買い受けるという移転内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期は、ともに令和4年11月15日です。

対価につきましては102万円。

取得後の利用目的な引き続き田んぼの予定でございます。

売買の対象地につきましては19ページの左側の図面を御覧いただきたいと思います。

■の南西に位置しておる農地です。

18ページにお戻りください。

2件目でございますが、■さんから長野県農開発公社が買い受けるという内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期は、ともに令和4年11月21日を予定しております。

対価につきましては146万8,000円。

取得後の利用目的でございますが、所有権移転一覧表の左側の地目のところを御覧いただきたいんですが、登記地目と現況地目が異なっているところがございます。所有権移転後につきましては、4筆全てを現況地目で利用したいということでございます。

この4筆の位置でございますが、19ページ右側の図面に3筆、20ページ左側の図面に1筆、計4筆でございます。

19ページの右側の図面を御覧いただきたいんですけれども、ちょっと図面が見づらくて申し訳ないんですが、東伊那■、そして東伊那■は隣接し合っているところで、一体的に畑として使用されている農地でございます。

以上2件について御審議のほどよろしくお願ひします。

会長
(氣賀澤道雄君)

農地あっせん審査会長の米山推進委員、お願ひいたします。

25番
(米山茂寿君)

■さんのほうは10月19日1時半から調印を行いました。

それと、2時ぐらいから現地確認ということで、■さんのほうの東伊那のほうを回ってきました。

2件とも特に問題等はありませんでした。

以上です。

会長
(氣賀澤道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

会長 [「なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
議案第 51 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

会長 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
(氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

17番 (中嶋 隆君)
水田活用の直接支払交付金について、駒ヶ根市農業委員会として反対を表明する旨の提案あり。

会長 (氣賀澤 道雄君)
決議の結果、可決となった。

これにて令和 4 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 33 分